

平成 22 年 12 月 7 日

資 料  
(資 産 課 税)

## 目 次

### 1. 相続税

- (1) 基礎控除 . . . . . P 1
- (2) 税率構造 . . . . . P 7
- (3) 死亡保険金 . . . . . P 11
- (4) 未成年者控除・障がい者控除 . . . . . P 14

### 2. 贈与税

- (1) 税率構造 . . . . . P 15
- (2) 相続時精算課税 . . . . . P 20

# 1. 相続税

(1) 基礎控除

(2) 税率構造

(3) 死亡保険金

(4) 未成年者控除・障がい者控除

## 平成22年度税制改正大綱（抄）

〔平成21年12月22日  
閣議決定〕

### 第3章 各主要課題の改革の方向性

#### 5. 資産課税

##### （1）相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。

その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。

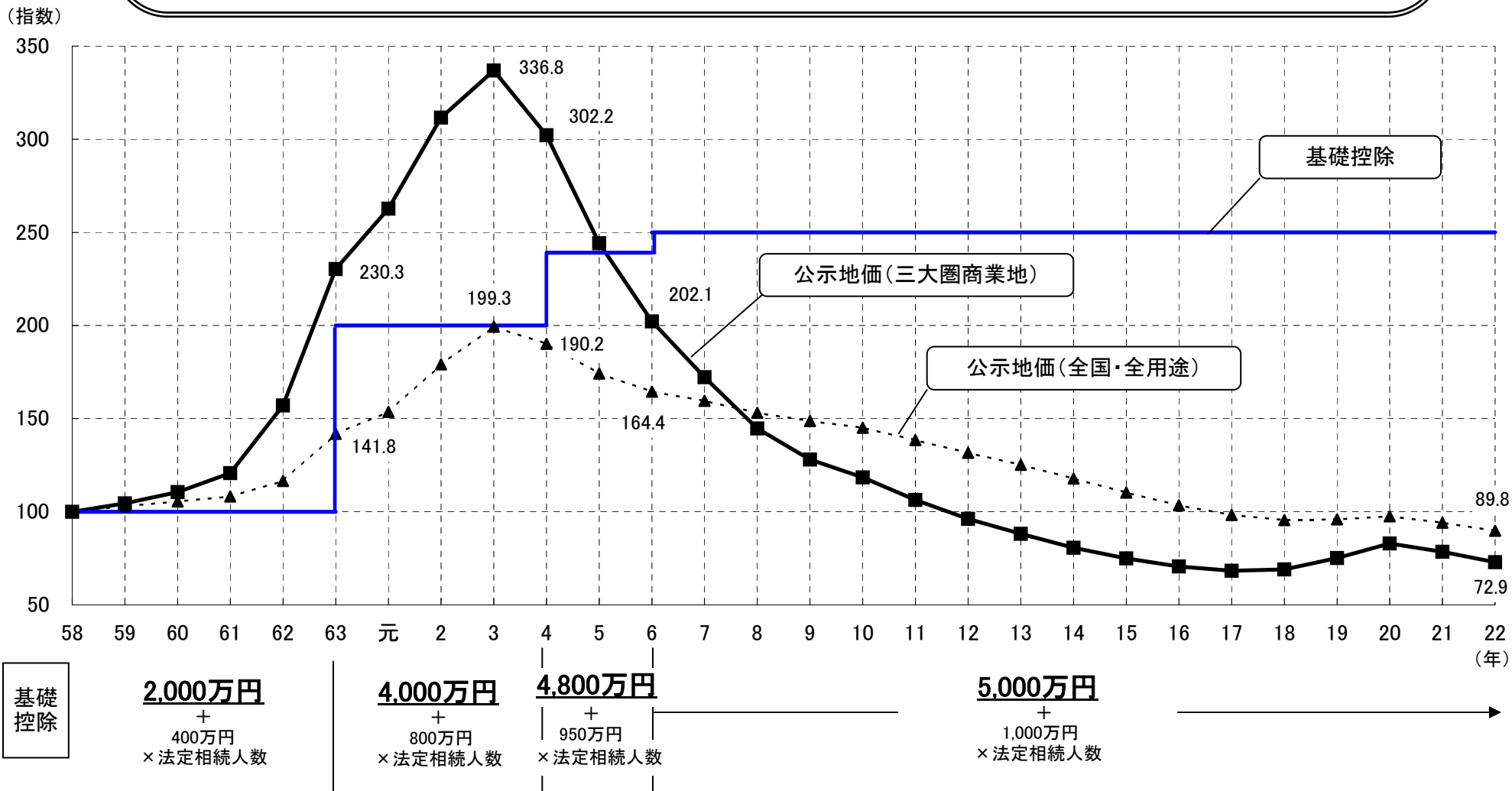
さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っていきます。

## 地価公示価格指数と基礎控除（58年=100）の推移

現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰による相続財産の価格上昇に対応して、負担調整を行うために引き上げられてきたもの。その後の地価下落にもかかわらず、据え置かれている。

したがって、地価動向の推移に対応して基礎控除の水準を引き下げることにより、相続税の資産再分配機能を回復することが課題となっている。



## 相続税の基礎控除の見直し案(その1)

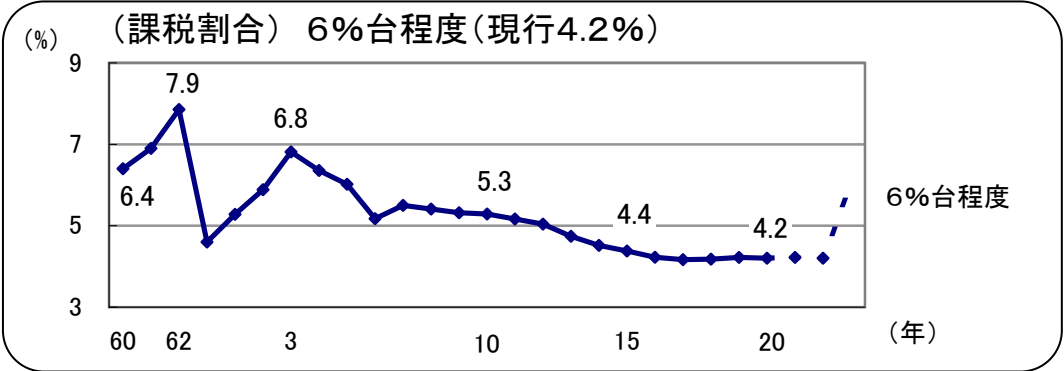
基礎控除の水準について、物価・地価が現在と同等であった時期(昭和50年代半ば)に適用されていた水準と同等となるよう、あるべき水準に再設定。

〔現 行〕	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
〔そ の 1〕	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

改正年	基礎控除 (定額部分) ①	資産価値の変動				$\frac{① \times ②}{100}$
		改正当時		足 元 (地価:H22、物価:H21)		
				平均 ②		
平6年	5,000万円	地価	100	54.6	77.1	3,900万円
		物価	100	99.5		
平4年	4,800万円	地価	100	47.2	74.3	3,600万円
		物価	100	101.4		
昭63年	4,000万円	地価	100	63.3	87.8	3,500万円
		物価	100	112.3		
昭和50年	(参考) 昭和59年 2,000万円	地価	100	87.2	101.7	3,100万円
		物価	100	116.2		
		地価	100	133.9	157.0	
		物価	100	180.1		

→ 3,000万円

(注) 地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。



※ 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数である。

## 相続税の基礎控除の見直し案(その2)

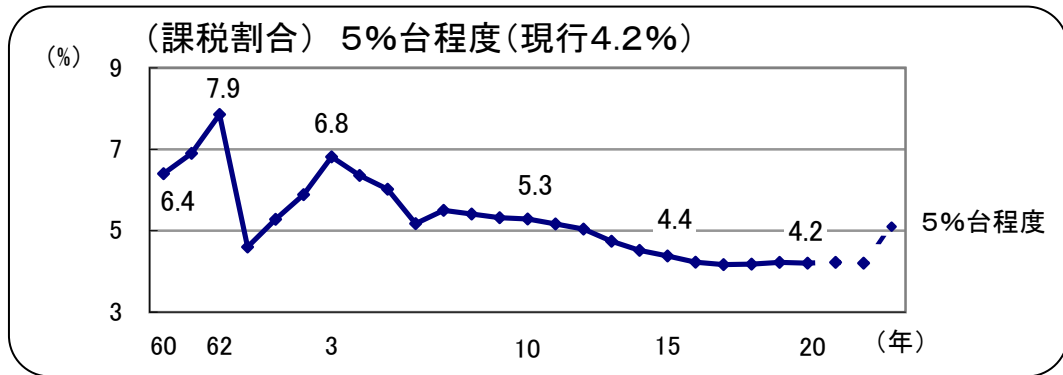
基礎控除の水準について、過去の地価の変動状況に鑑み、昭和50年改正から平成6年改正時の水準を幅広く勘案することとし、これら過去の水準の平均と実質的に同等となるよう、設定。

〔現 行〕	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
〔そ の 2〕	3,500万円 + 700万円 × 法定相続人数

改正年	基礎控除 (定額部分) ①	資産価値の変動				①×② 100
		改正当時		足 元 (地価:H22、物価:H21)		
				平均 ②		
平6年	5,000万円	地価	100	54.6	77.1	3,900万円
		物価	100	99.5		
平4年	4,800万円	地価	100	47.2	74.3	3,600万円
		物価	100	101.4		
昭63年	4,000万円	地価	100	63.3	87.8	3,500万円
		物価	100	112.3		
昭和50年	2,000万円	地価	100	133.9	157.0	3,100万円
		物価	100	180.1		

} 平均 3,500万円

(注) 地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。



※ 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数である。

相続税の基礎控除の引下げによる相続税額への影響（個別的な計算例）

		基礎控除の水準		
		(案1) <b>3,000万円</b> + 600万円×法定相続人数 〔4,800万円〕	(案2) <b>3,500万円</b> + 700万円×法定相続人数 〔5,600万円〕	<b>5,000万円</b> + 1,000万円×法定相続人数 〔8,000万円〕
相続税の課税価格	5,000万円	10万円 〔+10万円〕	0円 〔 - 〕	0円
	1億円	315万円 〔+215万円〕	255万円 〔+155万円〕	100万円
	3億円	2,860万円 〔+560万円〕	2,720万円 〔+420万円〕	2,300万円
	10億円	1億7,370万円 〔+720万円〕	1億7,190万円 〔+540万円〕	1億6,650万円
	20億円	4億1,750万円 〔+800万円〕	4億1,550万円 〔+600万円〕	4億 950万円

(注) 1. [ ]は基礎控除が「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」である場合との差額。

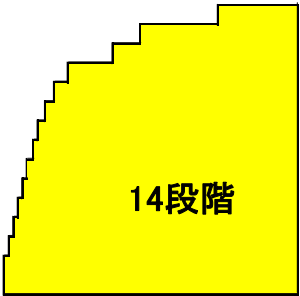
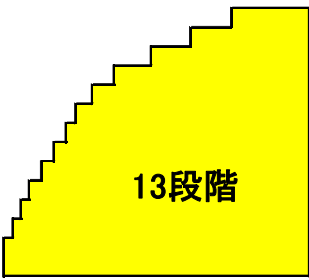
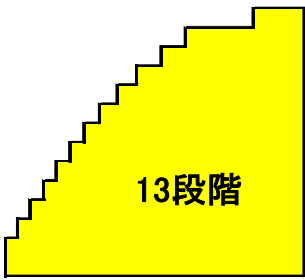
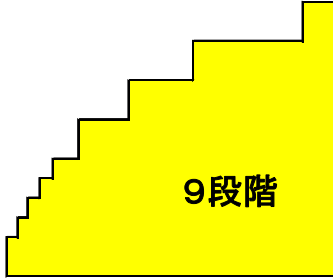
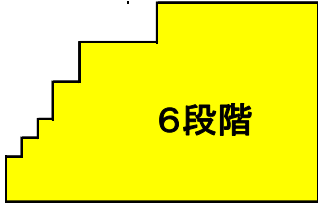
2. 相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものとして、相続税額を計算。



## 相続税の税率構造の推移

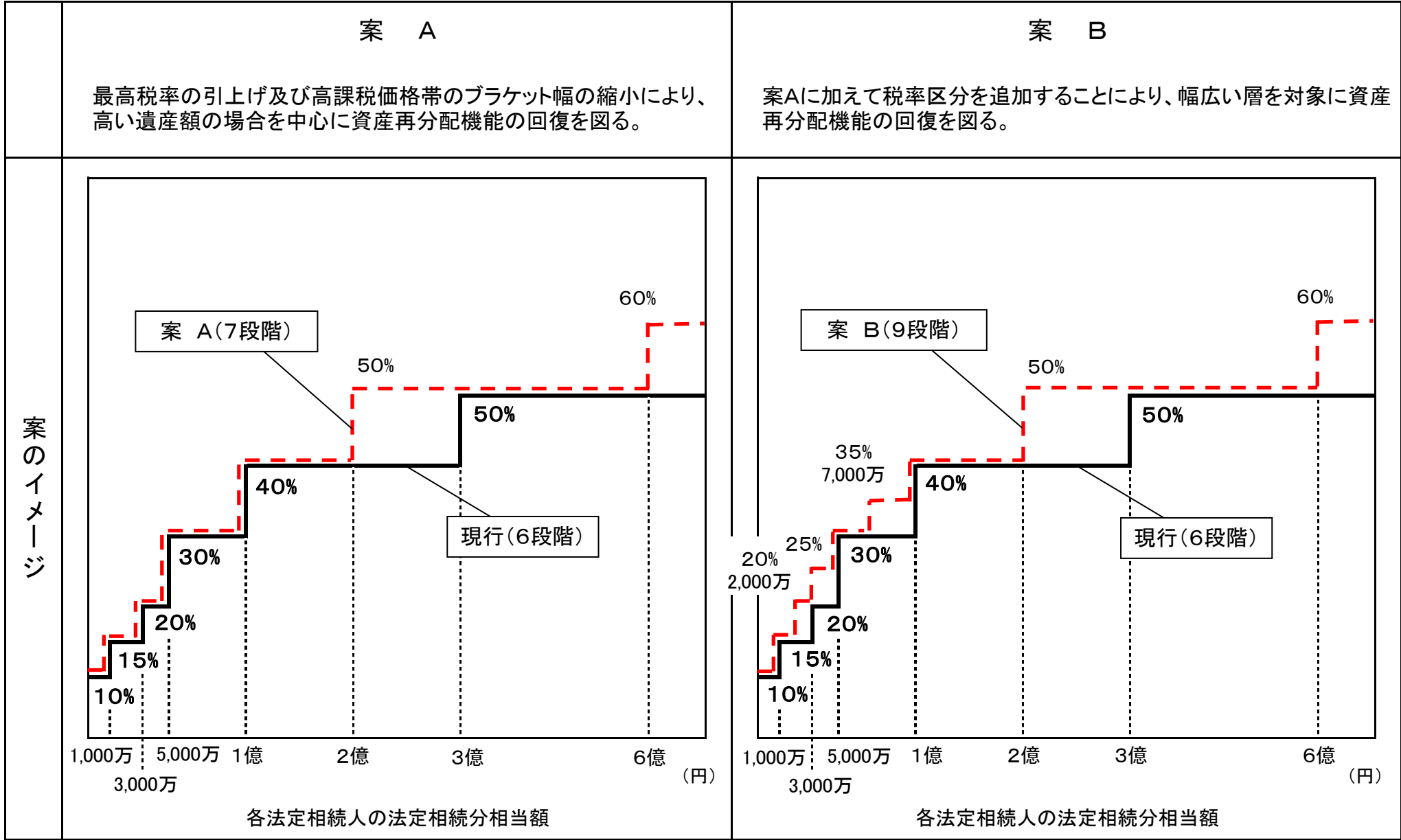
税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能の低下につながっている。

したがって、税率構造の見直しを図ることで資産再分配機能を回復させることが考えられる。

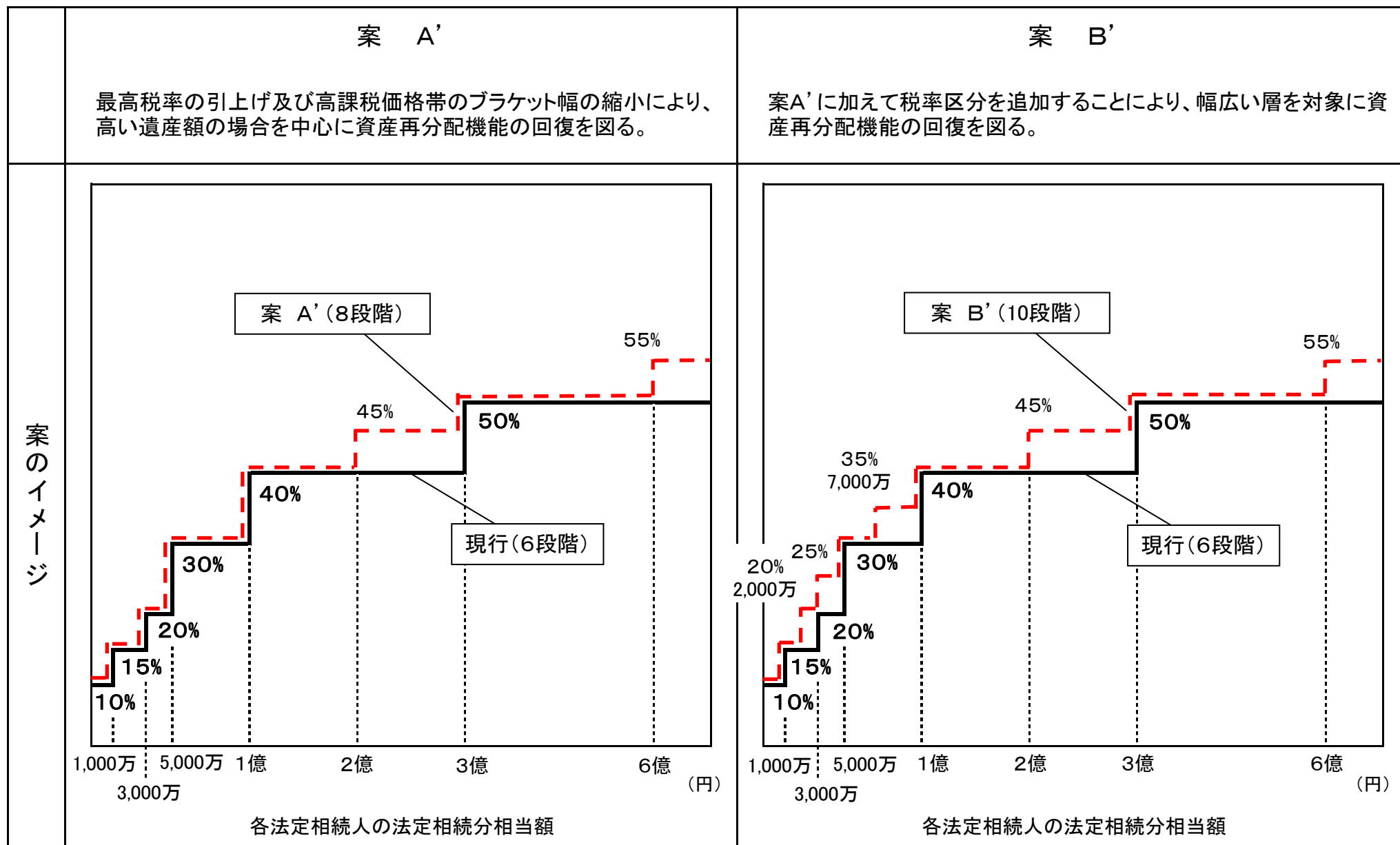
区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	<u>5億円超</u> (最高税率 75%)   <b>14段階</b>	<u>5億円超</u> (最高税率 70%)   <b>13段階</b>	<u>10億円超</u> (最高税率 70%)   <b>13段階</b>	<u>20億円超</u> (最高税率 70%)   <b>9段階</b>	<u>3億円超</u> (最高税率 50%)   <b>6段階</b>
【参考】 過去の税率構造を復活させた場合の増収額 (注)	+0.8兆円程度	+0.5兆円程度	+0.2兆円程度	+0.1兆円程度	

(注) 平成20年分の課税実績(課税件数、課税価格)を用い、基礎控除は現行の水準(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)としたままで、当時の税率構造によった場合の機械的試算。

# 相続税の税率構造の見直し案(その①)



## 相続税の税率構造の見直し案(その②)



相続税の税率構造の見直しによる相続税額への影響（個別的な計算例）

		相続税の税率構造		
		案 A	案 B	現 行
		最高税率:60% 税率区分:7段階	最高税率:60% 税率区分:9段階	最高税率:50% 税率区分:6段階
相続税の課税価格	1億円	100万円 〔±0円〕	100万円 〔±0円〕	100万円
	3億円	2,300万円 〔±0円〕	2,600万円 〔+300万円〕	2,300万円
	5億円	5,900万円 〔+50万円〕	6,350万円 〔+500万円〕	5,850万円
	10億円	1億7,450万円 〔+800万円〕	1億7,900万円 〔+1,250万円〕	1億6,650万円
	20億円	4億4,250万円 〔+3,300万円〕	4億4,700万円 〔+3,750万円〕	4億 950万円

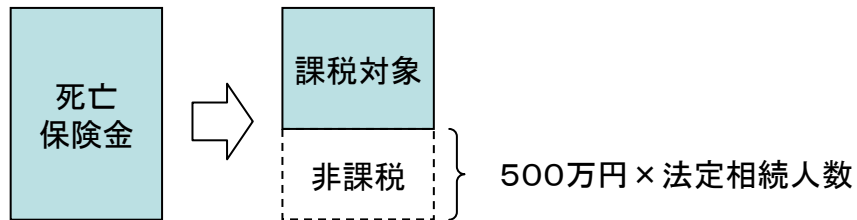
(注)相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものとして、相続税額を計算。

## 死亡保険金に係る相続税の非課税

### 〔制度の概要・趣旨〕

#### ○制度の概要

相続人が取得した死亡保険金については、  
500万円×法定相続人数が非課税となる。



#### ○制度の趣旨

貯蓄の増進、被相続人の死後における相続人の  
生活の安定等を考慮

#### ○課税件数（平成20年分）

10,997件（22.9%※）

※課税件数48,016件に占める割合

#### ○減収額（平成20年度）

600億円程度

### 〔問題点〕

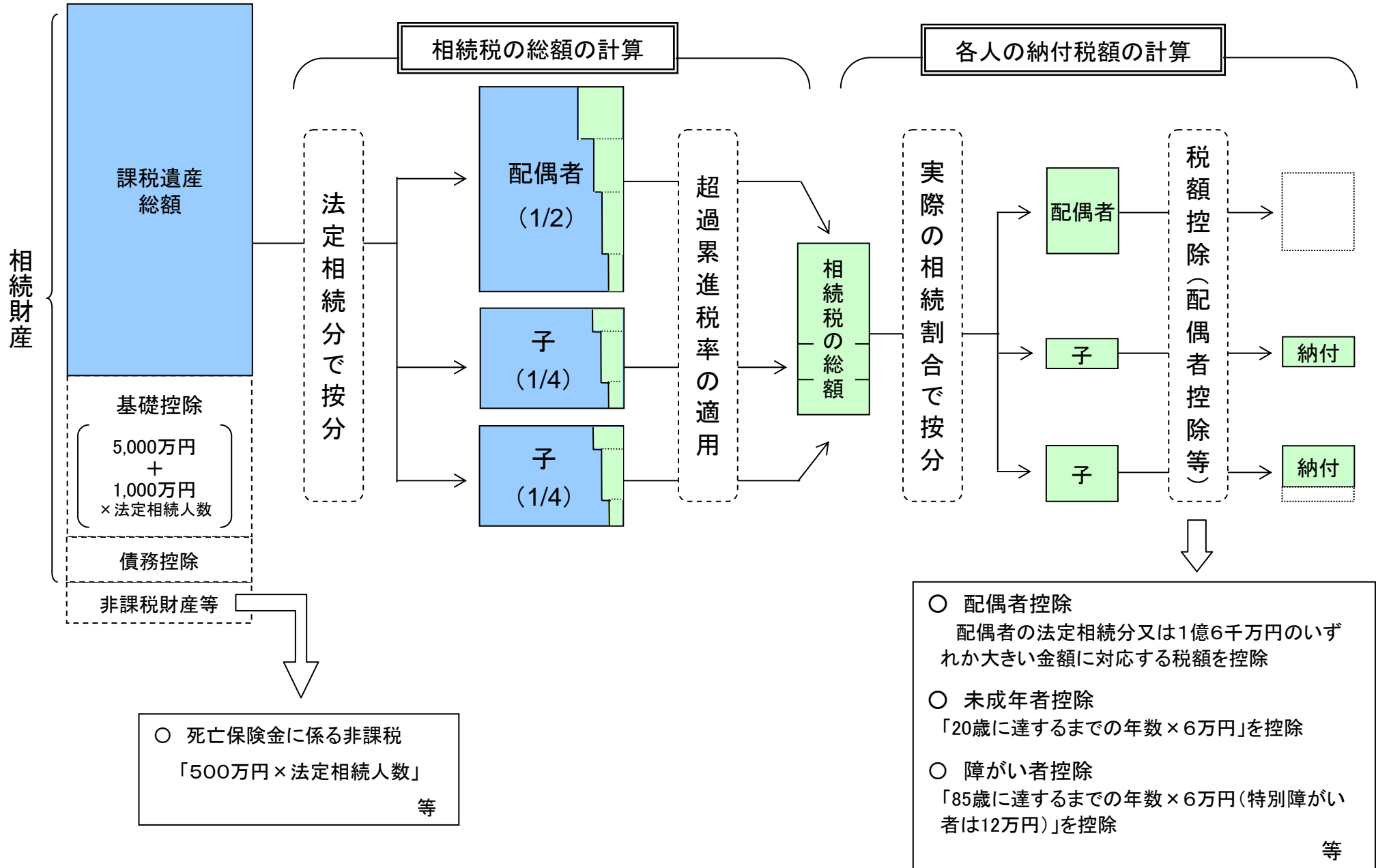
- ① 制度創設（昭和26年）後の累次の改正により、相続税には相応の基礎控除が措置されている中、本制度の今日的妥当性についてどのように考えるか。
- ② 様々な金融商品が相続財産に含まれている状況の中、死亡保険金についてだけ他の商品にはない特別の取扱いとなっていることを、課税の中立性の観点からどのように考えるか。

〔参考〕 会計検査院からの指摘

（平成18年度決算検査報告）

「死亡保険金の非課税措置については、高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられる」

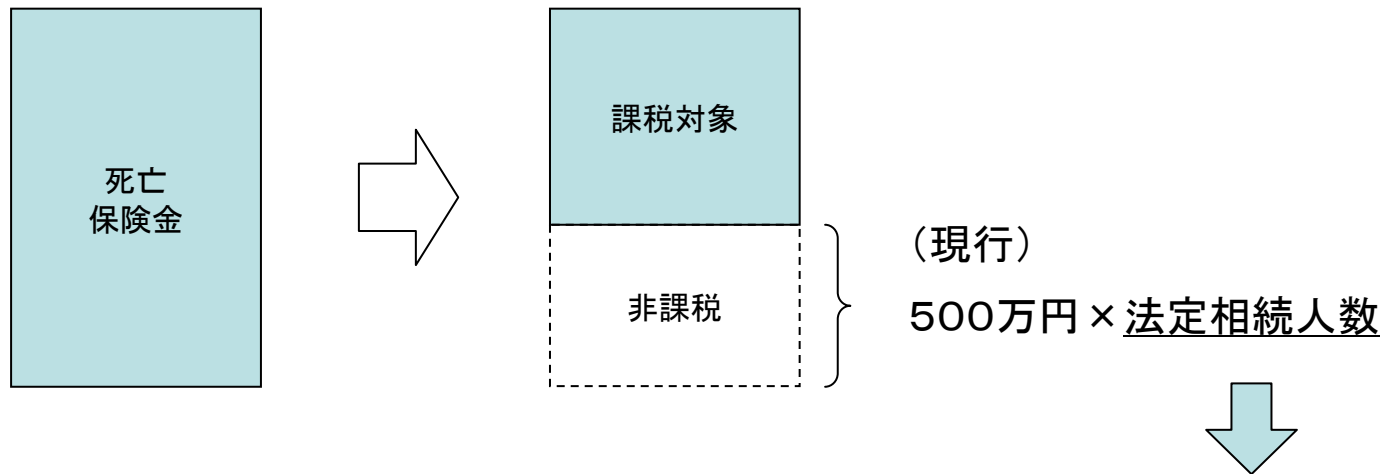
# 相続税の仕組み



## 死亡保険金に係る相続税の非課税措置の見直し案

死亡保険金に係る相続税の非課税措置については、「相続人の生活の安定」という制度趣旨に照らし、以下のとおり、未成年者や障がい者といった真に配慮が必要な相続人に係る相続事案のみを対象とする見直しを行う。

〔見直し案の概要〕



(見直し案)

未成年者・障がい者である法定相続人数

## 相続税の未成年者控除・障がい者控除に係る見直し案

未成年者控除及び障がい者控除について、前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、控除額を次のとおり引き上げる。

### 未成年者控除

(現行)

$6\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$



(見直し案)

10万円

### 障がい者控除

(現行)

$6\text{万円 (特別障がい者: 12万円)}$

$\times 85\text{歳に達するまでの年数}$



(見直し案)

10万円(特別障がい者: 20万円)

(参考) 昭和63年の物価水準を100とした場合、平成21年の水準は112.3。(総務省「消費者物価指数」)。



## 2. 贈与税

### (1) 税率構造

### (2) 相続時精算課税

## 贈与税の税率構造の推移

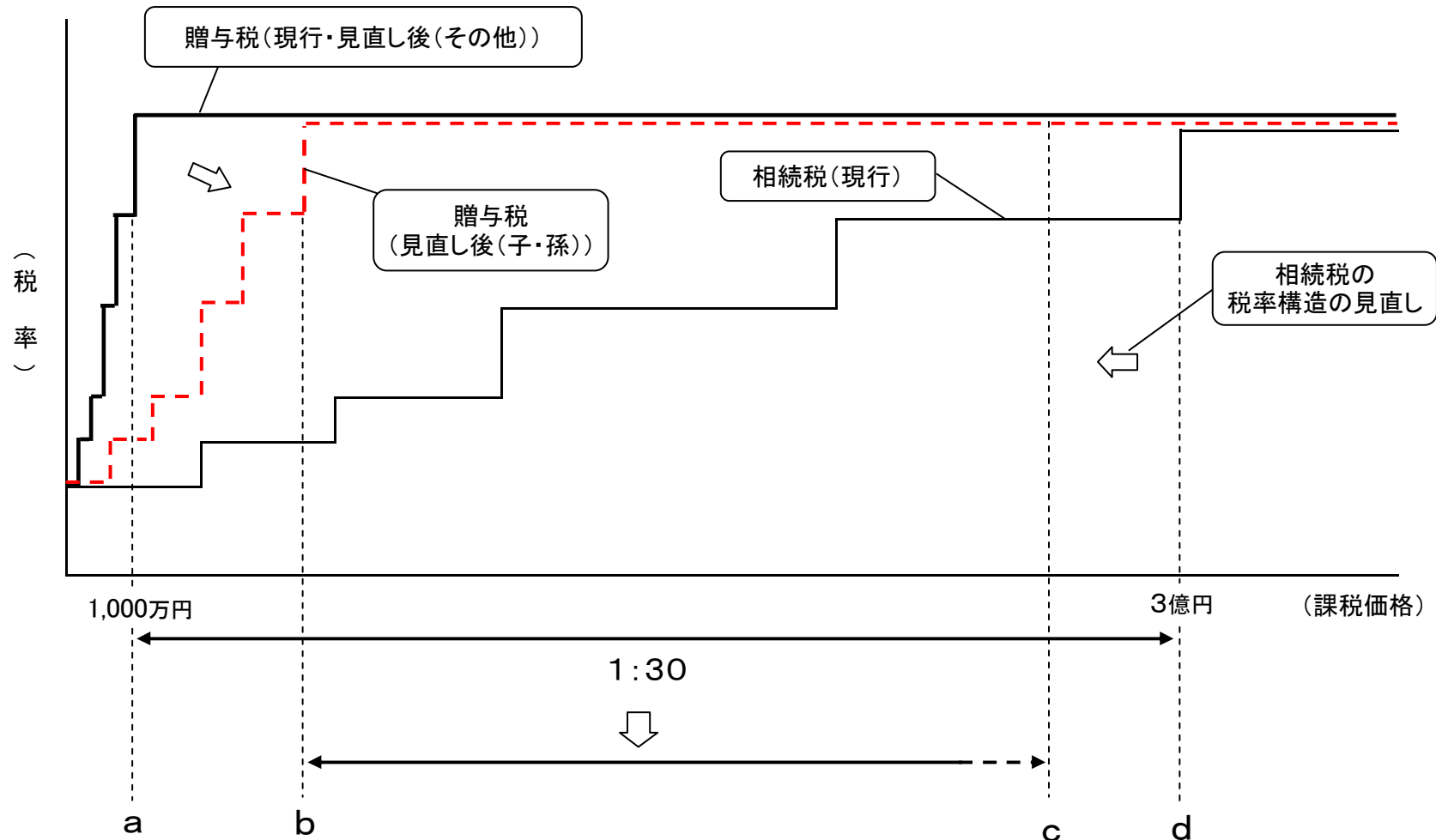
高齢者層への資産集中が進む一方、贈与税の税率構造は相続税の税率構造に比べ、相対的にきついものとなっている。

		昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造	(税率)			
	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)
50%となる税率が適用開始	贈与税 (A)	800万円	1,000万円	1,000万円
	相続税 (B)	1億円	2億円	3億円
	比率 (A:B)	1 : 12.5	1 : 20	1 : 30

## 贈与税の税率構造の見直しの方向性

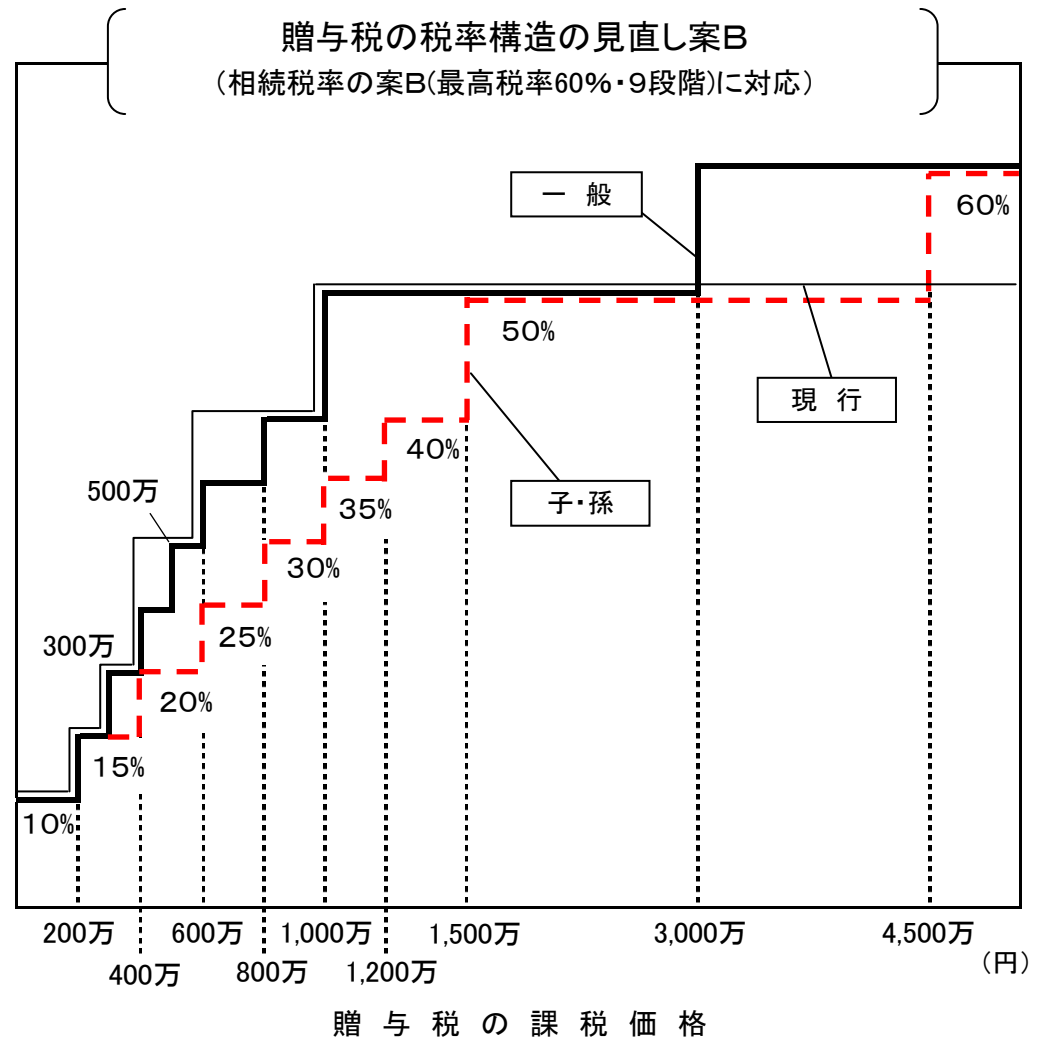
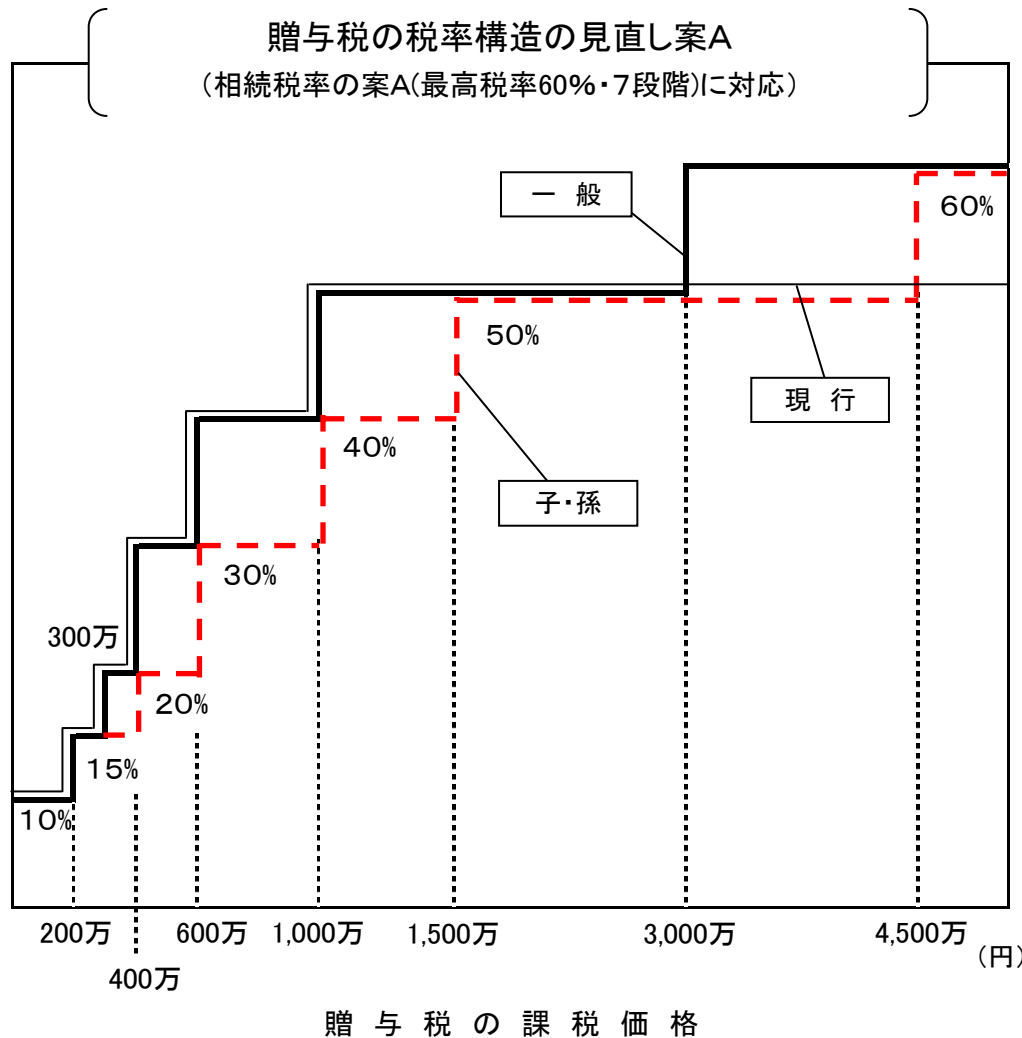
若年世代への早期資産移転をより一層促進する観点から、相続税の見直しと併せて、若年世代を受贈者とする贈与税の税率構造を見直すことが考えられる。

具体的には、贈与税・相続税の最高税率に到達する金額基準の比率（現行1:30）に着目し、過去の比率を参考としながら、子や孫などに対する贈与に係る贈与税の税率構造を緩和することを検討してはどうか。

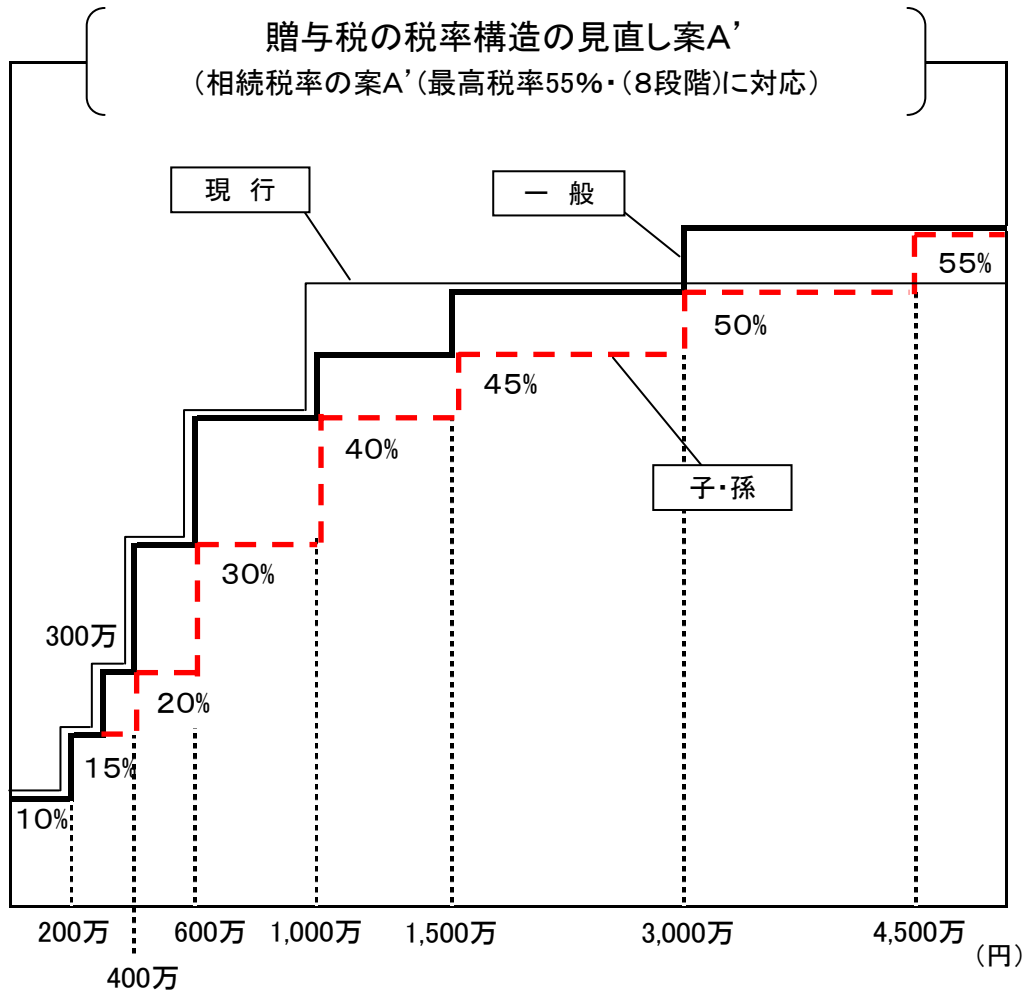


## 贈与税の税率構造の見直し案(その①)

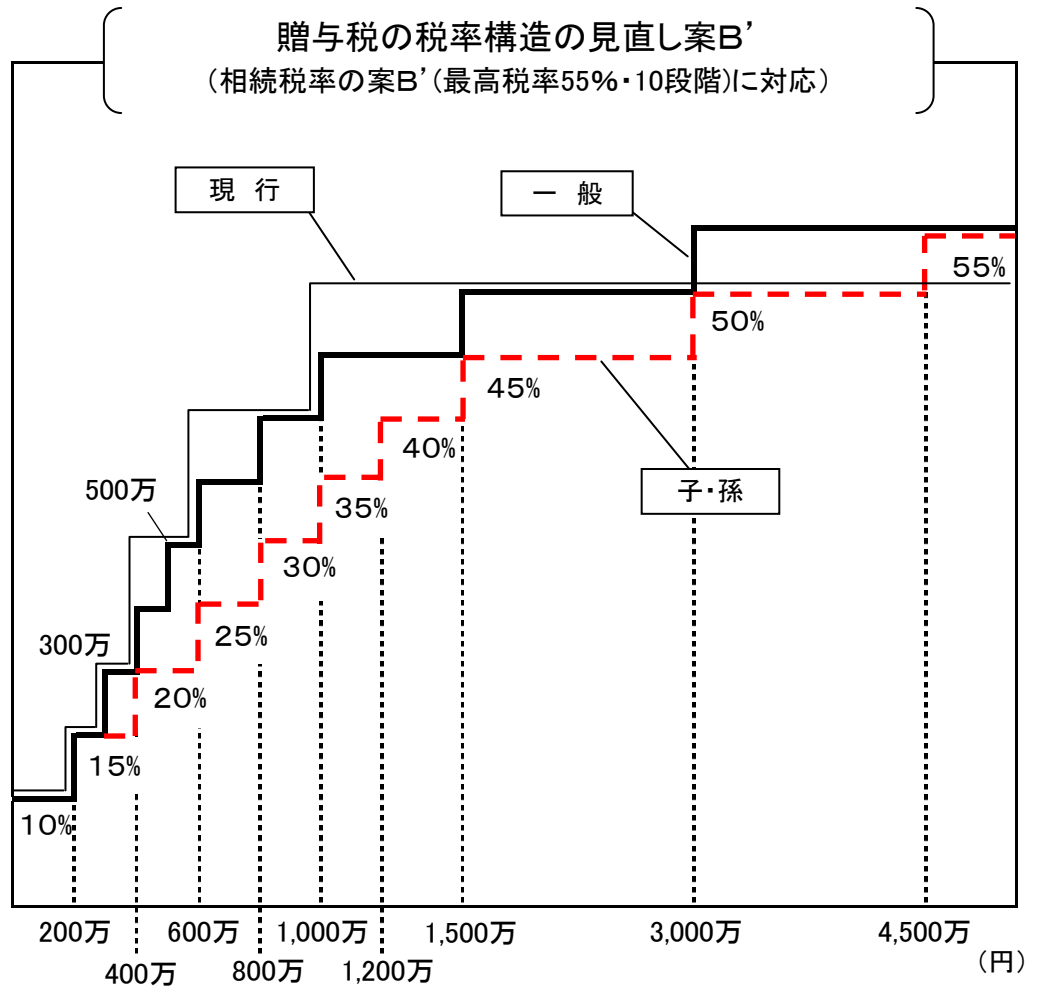
相続税の税率構造を見直す一方、一般的な贈与税の税率構造は原則維持。  
 ただし、若年世代への生前贈与による財産の有効活用の観点から、直系卑属(20歳以上)への贈与に係る贈与税の税率構造は特別に緩和する。



## 贈与税の税率構造の見直し案(その②)



贈与税の課税価格



贈与税の課税価格

## 相続時精算課税の対象者に係る見直し案

現行制度上、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は贈与者の推定相続人に限られている。

若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続税の見直しと併せて相続時精算課税の対象者に孫を追加する見直しを行う。

### ○ 相続時精算課税制度を選択できる場合

贈与者：65歳以上の親

受贈者：20歳以上の 推定相続人



(見直し案)

推定相続人及び孫